



提供日 2022/3/30
タイトル 原油・原材料価格高騰に伴う県制度融資の要件緩和
(期間延長)
担当 経済産業部 商工業局商工金融課
連絡先 制度資金班
TEL 054-221-2525

1 要旨

- ・県は、原油・原材料価格の高騰により一時的に業況が悪化した中小企業者を支援するため、令和3年12月15日から、県制度融資「経済変動対策貸付」の融資要件を緩和し、緊急的な資金繰り支援を行っている。
- ・一方、国は、原油価格や物価の高騰に対応するため、4月末までに「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」を策定することとしており、県はそれまでの間の資金繰りを支援するため、**現行の要件緩和を1か月延長する。**

2 制度概要

資金名	経済変動対策貸付
融資要件の緩和	①最近3か月(→ 最近1か月)の売上高に占める原油・原材料の仕入価格の割合が前年同期を上回る かつ ②最近3か月(→ 最近1か月)の粗利益が前年同期比△5%以上
保証制度	S N 5号保証、普通保証
資金用途	運転、設備
融資限度額	5,000万円
融資期間	10年以内
据置期間	設備3年以内、運転2年以内
保証料率	事業者負担 0.28%~1.20%
融資利率	1.60% (事業者負担)
利子補給率	0.47% (県負担)
取扱期間	令和3年12月15日から令和4年3月31日 → 令和4年4月30日まで延長
融資枠	既存の融資枠100億円で対応